

負担限度額認定申請をされる人へ

★負担限度額認定の要件★

- ①世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市民税を課税されていない
 - ②預貯金の合計額（配偶者がある人の場合、配偶者との預貯金の合計額）が
 - 第1段階：単身 1,000万円、夫婦 2,000万円以下
 - 第2段階：単身 650万円、夫婦 1,650万円以下
 - 第3段階①：単身 550万円、夫婦 1,550万円以下
 - 第3段階②：単身 500万円、夫婦 1,500万円以下
- ※第2号被保険者は、利用者負担に関わらず、単身 1,000万円、夫婦 2,000万円以下

★必要書類★

- ① 負担限度額認定申請書 【申請書の裏面は、金融機関等への資産照会同意書になっています。同意の記入がなければ、承認されません。また、平成28年8月から非課税年金の申告が必要になりました。】
 - ② 介護保険被保険者証 原本（認定申請中の場合は介護保険資格者証 原本）
 - ③ マイナンバーカード または 通知カード（配偶者も含む）
（ただし、通知カードは、券面情報が現在の住民登録と一致している場合に限る）
 - ④ 預貯金等の写し 【1.通帳の銀行名・支店名・口座番号・名義人がわかるページ
2.通帳の最終残高がわかるページ
3.有価証券・投資信託・金銀等で時価の把握できるもの
4.負債がある場合は金額が証明できる書類の写し
（配偶者がいる場合は、配偶者の預貯金等の写しも同様に提出）】
 - ⑤ 提出者の身元確認ができる書類
- ※ 郵送の場合は、②・③・⑤は、写しでお願いします。

★④ 提出者の身元確認ができる書類（郵送の場合は写し）★

1点でよいもの 【官公署発行（顔写真入り）】	運転免許証・身体障害者手帳・介護支援 専門員証など
2点必要なもの 【官公署発行（顔写真なし）】	介護保険証・介護保険負担割合証・ 医療保険証など

⇒ ⇒ ⇒ 裏面もご覧ください。

ご提出の前に以下の□にすべてレ点がつくことをご確認ください。

- 被保険者氏名・生年月日・住所・被保険者番号など介護保険証と相違なく記入できています。
- 通知カードまたはマイナンバーカードを見て「個人番号」を記入しました。
- 「利用するサービスの種類」・「事業所番号」・「入所（予定）年月日」は、施設に問い合わせするなどして記入しました。
- 「収入等に関する申告」のいずれかの□にレ点があります。
- 前年中(令和5年1月～令和5年12月)に非課税年金がある場合は非課税年金の種類に○印が必要です。
非課税年金かどうかは、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」「障害」が印字された年金のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金です。「恩給」は、判定の対象になりません。
- 「配偶者 有 無」のいずれかに○があります。
- 「配偶者課税状況」のいずれかに○があります。(配偶者 有の場合)
- 「配偶者の個人番号」も記入できています。(配偶者 有の場合)
- 配偶者氏名・生年月日・住所は記入できています。(配偶者 有の場合)
- 「預貯金等に関する申告」の□にレ点をしました。
- 預貯金などの金額と合計金額を記入しました。
- 預貯金・有価証券等の写しを申請書に貼付しました。(直近のもの：2か月以内)
- 必要書類(この用紙の表面①から⑤まで)はすべて揃っています。
- 提出者の氏名、住所を記入しました。
- 申請書裏面の「資産照会同意書」に署名(記名)をしました。
- 同意書に同意した日付の記入をしました。

ご確認ありがとうございました。